

# M S S A

一般社団法人 宮城県警備業協会  
〒981-3105 仙台市泉区天神沢一丁目 4 番 11 号  
Tel 022-371-0310 FAX 022-773-6466  
info@mssa.jp  
http://www.mssa.jp



令和6年3月12日

宮城県警備業協会 会員の皆様へ

## 「適正な警備料金確保と警備員の処遇改善」の推進について（ご連絡）

令和6年3月8日付け勝又労務委員長名で別添文書によりご連絡していたところですが、令和5年度第4回理事会においても承認されましたので加盟会員の皆様にお知らせいたします。また、同理事会において全国警備業協会が作成した「警備業における適切な価格転嫁の実現に向けて」及び「警備業における適正取引の推進」のリーフレットを営業に持たせて活用したところ、発注者の理解が得られたとの活用事例の紹介がありましたので併せてご連絡します。

全警協ホームページはこちらから

[警備業における適正取引等の推進 | 一般社団法人 全国警備業協会 \(ajssa.or.jp\)](https://www.ajssa.or.jp)

### 警備業における適正取引の推進

令和5年9月更新

「法令違反に該当する恐れがある取引行為の例」や「効果的な交渉の進め方」などについてまとめています。十分に理解し、適宜、本リーフレットを発注者に提示するなどしてご活用ください。



### 警備業における適切な価格転嫁の実現に向けて

令和6年2月作成

指針で示されている「発注者、受注者が採るべき行動」、「公表資料」などをまとめています。どのような行為が法令違反に該当するおそれがあるか、どのように交渉を進めれば効果的なのかを理解し、価格交渉の際には本リーフレットを発注者に提示するなどしてご活用ください。



一般社団法人宮城県警備業協会  
専務理事 高橋 直嗣

宮警協第167号  
令和6年3月8日

加盟会員の皆様へ

一般社団法人宮城県警備業協会  
労務委員会委員長 勝又 和成

「適正な警備料金の確保と警備員の処遇改善」の推進について（お願い）

謹 啓

皆様におかれましては、平素から当協会運営につきまして格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年2月17日付けで国土交通省から「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価について」及び「令和6年4月から適用する建築保全業務労務単価の公表について」が令和6年2月17日付けで国土交通省から公表されました。

それによると公共工事設計労務単価における宮城県の「交通誘導警備員A（検定1・2級合格警備員）」は、前年比700円増の18,200円、「交通誘導警備員B（一般警備員）」は、前年比700円増の15,200円となったものの、全国平均が1,000円以上増加したのに対して、著しく低いものとなっております。

また、建築保全業務労務単価における宮城県の「警備員A（施設1級合格警備員）」については前年比1,300円増の16,000円、「警備員B（施設2級合格警備員）」は前年比1,100円増の13,700円、「警備員C（一般警備員）」は前年比1,000円増の12,100円と上昇したものの、他の地域と比べ労務単価は低く抑えられております。

そこで労務委員会を開催し、今後の取組について検討した結果、別添「適正な警備料金の確保と警備員の処遇改善」として意見集約いたしました。

つきましては加盟会員の皆様には、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

謹 白

一般社団法人宮城県警備業協会  
専務理事 高橋 直嗣

別添

## 「適正な警備料金の確保と警備員の処遇改善」の推進について

国土交通省は「令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価について」及び「令和6年4月から適用する建築保全業務労務単価の公表について」を公表し、宮城県におけるそれぞれの労務単価も昨年比で上昇致しました。

これには様々な要因が考えられますが、人手不足の影響で、工事を請け負う企業が賃金を引き上げて人手を確保する動きが広がっていること、また、労働基準法の改正による有給休暇の取得義務化に要する費用のほか、時間外労働時間を短縮するために必要な費用が反映されていること等があるとみられます。

我々は、この労務単価の上昇を継続し、喫緊の課題である警備員の賃金アップや福利厚生をはじめとする警備員の処遇改善のために、最近の労働市場の実勢価格・賃金を適切に反映し、更なる適正な警備料金の確保に向けて、より一層、関係機関及び取引企業等に強く働きかけを行い、引き続き業界を挙げて労務費調査に適正に臨み、労務単価向上への努力を続けてまいります。

加盟会員の皆様には、以下の点について十分にご理解の上ご協力願います。

公共工事設計労務単価には、時間外（休日、深夜を含む）の労働についての割増賃金、通常作業条件（作業内容）を超えた労働に対する手当、現場管理費（事業主負担分の法定福利費、研修訓練等に要する費用等）及び一般管理費の諸経費並びに時間外、休日は含まれていません。さらに、「品確法改正を踏まえた基準等の充実」（平成28年度国土交通省）により、共通仮設費から直接工事費に計上方法が見直され、交通誘導警備員の労務費に対して共通仮設費ならびに現場管理費が積算されることが明確化されていることをご理解ください。

また、建築保全業務労務単価には、業務管理費（事業主負担分の法定福利費、研修訓練等に要する費用等）及び一般管理費等の諸経費並びに時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた労働に対する手当は含まれていないことが明確化されております。

したがいまして、下請け代金に必要な経費分を確実に計上していただき、適正な警備料金の確保と警備員の処遇改善に努めていただきたいと思います。

一般社団法人宮城県警備業協会では、今後も適正な警備料金の確保、警備員の処遇改善等に向け取り組んでまいります。